

道路掘削工事に係る留意事項

1 趣旨

この留意事項は、道路の掘削を伴う工事に適用する。

2 道路掘削工事手順

- (1) 道路掘削の申請を道路管理者へ提出し、許可後に工事施工すること。
- (2) 工事後、申請者が仮復旧を施工すること。
- (3) 道路管理者と事前協議した自然転圧期間経過後に、申請者が本復旧を施工し、道路管理者の指示に従い工事完了届を提出すること。

3 道路掘削の申請

- (1) 道路掘削の申請には、位置図、公図、平面図、標準断面図、写真（着手前）を添付すること。
- (2) 位置図、公図には掘削場所を朱色で記入すること。
- (3) 道路掘削の申請は、掘削工事を開始する日の7日前（土日祝日を除く）までに1部提出すること。

4 工事施工

- (1) 工事施工前に、既存の道路構造物、地下埋設物を十分調査し、影響を与えることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 舗装道路は、カッター等を使用して切り口を直線的かつ丁寧に切り取ること。
- (3) 他の埋設工事と同時に施工する場合は、工事施工者間で事前に十分な協議をすること。また、道路管理者へ協議内容を報告すること。
- (4) 工事にあたり異状な事態が発生した場合は道路管理者へ相談すること。

5 仮復旧

- (1) 仮復旧は別図の基準並びに次のとおりとし、埋め戻し後直ちに施工すること。
 - ①埋設管の管底、管上は 100mm 以上保護砂を埋め戻し、その他は修正 CBR25 以上の良質土又は砕石で埋め戻すこと。
 - ②再生砕石 40mm で埋め戻し、一層 200mm 以下で転圧すること。
 - ③砕石の埋め戻しはローラ、ランマー等の適切な転圧機械を使用し、工事後に路面、側溝の沈下等が発生しないよう十分に転圧をすること。
 - ④表層はアスファルト合材を 40mm 以上（幹線道路の場合は道路管理者の指示により 50mm 以上）舗装すること。
- (2) 仮復旧期間中は十分な管理を行い施工者が責任を持って管理すること。地盤沈下や損傷が生じた場合は速やかに道路管理者へ報告し、道路管理者の指示を受けて必要な措置を講ずること。

6 本復旧

- (1) 本復旧は別図の基準並びに次のとおりとし、道路管理者と事前協議した自然転圧期間経過後に施工すること。復旧範囲は掘削線から左右 300mm の影響幅をとること。
 - ①下層路盤を再生砕石 40mm で 200mm 以上埋め戻すこと。
 - ②上層路盤を粒度調整砕石 25mm で 100mm 以上埋め戻すこと。
 - ③乳剤（プライムコート）の散布は綿密に行い、既設舗装との境目においても散布すること。
 - ④表層はアスファルト合材を 40mm 以上（幹線道路の場合は道路管理者の指示により 50mm 以上）舗装すること。
 - ⑤十分に自然転圧された道路については、道路管理者の指示により、上層路盤及び表層のみの本復旧とすることができる。
- (2) 本復旧の範囲が路肩から 1.2m 未満の場合は、その残余幅員についても復旧すること。
- (3) 2 車線道路の片側車線を本復旧する場合は、片側車線の全幅を復旧すること。

- (4) 道路管理者の指示がない限り、側溝等の道路構造物及び外側線、停止線等の道路標示は現況復旧すること。
- (5) 舗装構成が明確な道路については、道路管理者の指示する舗装構成で本復旧すること。
- (6) 工事完了後の道路及び道路構造物の責任期間は、工事完了届け提出の日から2年間とする。

7 工事完了届

- (1) 工事完了後、道路管理者の指示に従い工事完了届を提出すること。
- (2) 工事完了届には、位置図、平面図、標準断面図、写真（着手前、各工程の作業中と検測、完了）を提出すること。

8 その他

- (1) アスファルト舗装をした路面は3年間、コンクリート舗装をした路面は5年間、掘削を許可しない。ただし、道路管理者がやむをえないと判断したものはこの限りでない。
- (2) 通行規制を行う場合、別途通行制限申請をすること。
- (3) 交通量が多い路線や交差点部等を掘削する場合、道路の状況や掘削位置によっては道路管理者の指示に従って掘削及び復旧等をする事。
- (4) その他疑義が生じた場合は、道路管理者と協議すること。